

2. (R1.12現在)市町の歯科保健体制の現状

(R1.12現在)

	歯科保健計画の策定状況				歯科保健を協議する場(R1.12現在)		
	策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健個別計画の検討状況			
政令市	長崎市	平成24年度策定	歯科個別計画	長崎市歯科口腔保健推進計画	策定済	協議会設置 ○	別途協議する場の設置 未設置
政令市	佐世保市	平成24年度策定	歯科個別計画	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画	策定済	○	
県南	島原市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康しまはら21(第2次)	予定なし	○	
県央	諫早市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康いさはや21(第3次)	予定なし	○	
県央	大村市	平成27年度策定	歯科個別計画	第2次おおむら歯なまるスマイル21計画	策定済	○	
県北	平戸市	平成24年度策定	健康づくり計画	いきいき平戸21(第二次)	予定なし	○	
県北	松浦市	平成26年度策定	健康づくり計画	松浦市健康づくり総合計画 いきいき松浦21	予定なし	○	
対馬	対馬市	平成24年度策定	歯科個別計画	歯なまるスマイルプラン(対馬市版)	策定済	○	
香岐	香岐市	平成25年度策定	健康づくり計画	香岐市保健事業計画(第2次)	予定なし	○	
五島	五島市	平成25年度策定	健康づくり計画	五島市健康づくり計画	予定なし	○	
西彼	西彼市	平成24年度策定	健康づくり計画	第二次健康さいかい21	予定なし	○	
県南	雲仙市	平成24年度策定	健康づくり計画	健康うぜん21(第2次)	検討中	○	
県南	南島原市	平成25年度策定	健康づくり計画	南島原市 ころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプランⅢ)	予定なし	○	
西彼	長与町	平成24年度策定	健康づくり計画	第2次健康ながよ21	予定なし	○	

		歯科保健計画の策定状況				歯科保健を協議する場(R.I.1現状)	
		策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健個別計画の検討状況	策定年度	協議会設置 別途協議する場の設置
西彼	晴津町	平成25年度策定	健康づくり計画	健康とぎつ21(第2次)	検討中		○
県央	真波杵町	平成27年度策定	健康づくり計画	健康東そのぎ21(第2次)	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいるため、新たに計画を策定する負担を省くため。	○
県央	川棚町	平成27年度策定	歯科個別計画	川棚町歯科保健推進計画	策定済		○
県央	波佐見町	平成27年度策定	健康づくり計画	健康はさみ21(第2次)	予定なし	歯科保健単独での計画を策定する余力がない。	○
上五島	小瀬実町	平成26年度策定	歯科個別計画	小瀬実町歯科保健事業計画	策定済		○
県北	佐々町	平成26年度策定	健康づくり計画	健康ささ21 佐々町健康増進計画 佐々町食育推進計画	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。	○
上五島	新上五島町	平成30年度策定	健康づくり計画	新上五島町健康づくり計画	予定なし	専門職が配置されていないか、個別計画策定の検討に至っていない。	○
		6		市町		計	11
						計	10
							0

3. 平成30年度の取り組み状況

(1) 乳幼児期

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分								
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導	その他	
政令市	長崎市	ママの歯っぴいチェック(妊産婦歯科健診事業、委託)	○	○						
		歯っぴいベビー(妊産婦歯科保健指導事業、市歯科医師会委託)	○		○					
		むし歯予防教室	○					○		
		2歳児歯科健診(1歳6か月児歯科健診のハイリスク児に対し実施)		○		○				
		歯育て健診(委託。無料で1回歯科健診・フッ化物塗布を受けられる)	○	○		○				
		わくわく歯磨き推進事業(1歳6か月児歯科健診時に、仕上げ磨き用歯ブラシを配布)	○							○
		歯科予防処置(1歳6か月・2歳児歯科健診時に、フッ化物歯面塗布を実施)	○			○				
		フッ化物歯磨剤の配布(1歳6か月児歯科健診時に配布)	○							
		フッ化物洗口推進事業				○				
		10か月児歯科育児相談事業	○			○			○	
政令市	佐世保市	子育て支援センター健康教育	○			○			○	
		わいわい広場	○					○		
		1歳6か月児健康診査		○		○				
		2歳児経過歯科健診(1歳6か月児健診後フォロー事業)		○		○				
		歯みぐ・ルーム		○		○				
		3歳児健康診査		○		○				
		親子のつどい	○						○	
		歯科健康教室(市内保育所・幼稚園・認定こども園・子育てサークルからの講師派遣依頼)	○					○		○
		フッ化物洗口実施状況意向調査								
		佐世保市フッ化物洗口推進事業(保育所・幼稚園・認定こども園への補助及び市歯科医師会との連携)				○				○
県南	高原市	乳幼児歯科健康診査		○						
		フッ素塗布事業				○				
		フッ化物洗口推進事業				○				
		諫早市子育て支援ガイド	○							
県央	諫早市	諫早市ホームページ(更新)	○							
		乳児健康相談							○	
		1歳6か月児健康診査		○					○	
		2歳6か月児歯科健康診査		○					○	
		3歳児健康診査		○					○	
		フッ化物洗口事業意向調査								○
フッ化物洗口事業				○						

		内容区分							
	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に關 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導	その他
県央	大村市	母子健康手帳交付時の個別指導	○					○	
		乳幼児すくすく健康相談での歯科衛生士による個別指導	○					○	
県北	平戸市	次世代むし歯予防対策事業(1歳6か月児・3歳児健診・幼稚園・保育所等フッ化物 洗口)	○	○	○	○		○	
		フッ化物洗口事業	○			○			
		フッ化物塗布事業	○	○	○	○		○	
		乳幼児歯科指導		○	○				
県北	松浦市	1歳6か月児(フッ化物塗布も含む)、3歳児歯科健診	○	○	○	○		○	
		フッ化物洗口推進事業				○			
		フッ化物塗布事業				○			
対馬	対馬市	乳児健診	○					○	
		地域子育て支援事業	○					○	
		2歳児歯科健診	○	○	○	○		○	
		幼児健診	○			○		○	
		フッ化物洗口推進事業				○		○	
		よい歯の教室(3~5歳)	○					○	○
		もうすぐ1年生の歯磨き教室(年長児)	○					○	○
香岐	香岐市	乳幼児歯科相談事業	○				○	○	
		歯なまる教室	○					○	
		幼稚園・保育所におけるフッ化物洗口事業	○			○			
		10か月健診健診		○					
五島	五島市	1歳6か月健診		○					
		3歳児健診		○					
		2歳児健康相談(2歳児を対象に虫歯予防講話・人形劇・染め出しブラッシングを 実施)						○	
		フッ化物洗口事業(幼稚園・保育園・認定こども園で実施)				○			
		ピカピカ歯っぴー教室(幼稚園・保育園・認定こども園で4、5歳児対象に虫歯防 講話・染め出しブラッシングを実施)						○	
		乳幼児歯科相談(1歳6か月健診、2歳児健康相談でのう蝕ハイリスク児に対して歯 科指導、フッ化物塗布を実施)			○				
		乳幼児健診(乳児・1.6・3.6) (フッ化物塗布は1.6健診のみ)	○	○	○	○	○		○
西彼	雲仙市	乳幼児相談 歯科相談	○					○	
		保育所・幼稚園等施設におけるフッ化物洗口				○			
		赤ちゃん健康相談	○						○
県南	雲仙市	1.6歳健診、2歳児親子歯科健診、3歳児健康診査	○	○	○	○		○	
		パパママひろば	○					○	○
		乳幼児フッ化物塗布事業			○	○			
		フッ化物洗口普及事業			○	○			

		内容区分							
	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導	その他
県南	南島原市 幼児フッ化塗布(1~3歳児対象、歯科医院にて個別に塗布) 親子歯科健康診査(2歳以上3歳未満児対象、集団指導や歯科診察を実施) 幼児フッ化物洗口(4~5歳児対象、市内の幼稚園・保育園で実施)					○			
西彼	長与町 お誕生相談(1歳児対象) フッ素塗布事業(1歳3か月児、2歳3か月児、2歳9か月児) フッ化物洗口事業(保育園8か所、幼稚園2園) 幼児健診(1歳9か月児、3歳児) 4か月健診 1歳児相談 1歳8か月健診						○	○	○
西彼	時津町 かかりつけ歯科医検診(1歳11か月~2歳5か月)(西彼歯科医師会へ委託) 2歳3か月児相談 3歳児健診						○	○	○
県央	東彼杵町 乳児相談における集団での歯科保健指導 1.0歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検診、個 別歯科保健指導、集団歯科保健指導(5歳児発達健診をのぞく)								
県央	川棚町 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布(希望者のみ) 5歳児発達診査の折にフッ素塗布(希望者のみ) 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業	○	○	○	○				
県央	波佐見町 フッ化物洗口推進事業(保育所等へのフッ化物洗口実施の資材提供他) 歯科園巡回指導(保育所等へのブラッシング指導及び健康教育) 2歳児歯科健診・5歳児健診での歯科健診・フッ化物塗布・歯科保健指導	○						○	○
上五島	小幡賀町 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし歯予防教室	○				○			○
県北	佐々町 長崎県フッ化物洗口推進事業(保育園・認定子ども園での全実施) 1歳児歯科教室(歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布) 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児(2歳・2歳半・3歳児)歯科検診(歯科検診、フッ素塗布)	○					○		○

		内容区分							
	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導	その他
上五島	新上五島町 長崎県フッ化物洗口事業(幼稚園3園 実施) フッ素化洗口事業(保育園、認定こども園 10園 実施 町独自事業) 歯科健診・フッ素塗布事業(概ね1歳2か月～3歳6か月 町独自事業) 妊婦歯科健診(町独自事業) 歯つびいフェスティバル								
県庁	むし歯予防講話	○							
県庁	子ども未熟課 全保育所・幼稚園へのフッ化物洗口に係る情報提供(年1回以上) 1.6歳児及び3歳児歯科健康診査の結果の集計及び情報提供	○							○
県庁	長崎県フッ化物洗口推進事業(保育所・幼稚園・認定こども園への補助及び歯 科医師会への支援委託) 「乳幼児期の健やかな「歯・口」のはたらき」リーフレット作成 フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HPのリニューアル) フッ化物洗口実施状況意向調査	○							○
団体	長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業 歯の衛生週間(歯・口の健康週間)イベント リーフレット「乳幼児期の健やかな「歯・口」のはたらき」作成 保育所、幼稚園歯科健診データ収集・集計	○		○				○	
団体	歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 口や健康に関するイベントでの歯科保健指導・啓発 市町健診事業(乳児相談、1.6・2歳児・3歳での母子事業)で対象児と保護者への 指導	○						○	
	保育園での歯科保健指導(長崎市、諫早市)						○		
	合計	54	36	23	60	8	14	45	5

3. 平成30年度の取り組み状況

(2) 学齢期

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分								
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導	その他	
政令市	長崎市	フッ化物洗口推進事業				○				
		学校歯科健診	○							
政令市	佐世保市	就学時健診(歯科健診)	○							
		よい歯の表彰子ども期歯科保健研修会	○						○	○
		歯と口の健康週間図画ポスター展表彰式	○							○
県南	島原市	佐世保市フッ化物洗口推進事業(市内小中学校及び市歯科医師会との連携)	○				○			
		フッ化物洗口推進事業	○							
県央	諫早市	諫早市内小中学校フッ化物洗口事業					○			
		就学前健診及び歯科検診	○							
県央	大村市	フッ化物洗口推進事業(小学校)					○			
県北	平戸市	フッ化物洗口事業	○							
県北	松浦市	フッ化物洗口推進事業(小学校への補助)					○			
		フッ化物洗口推進事業(小・中学生)					○			
対馬	対馬市	歯磨き教室(小学校)	○						○	○
		歯はつと笑顔フェスティバル	○							○
杵岐	杵岐市	小中学校におけるフッ化物洗口					○			
		フッ化物洗口推進事業(小学校)					○			
五島	五島市	五島市学校保健会保健主事・養護教諭合同研修会歯科医師による講演「歯・口の健康の充実を図るために」								○
西彼	西海市	小中学校におけるフッ化物洗口					○			
県南	雲仙市	フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)					○			
県南	南島原市	児童・生徒フッ化物洗口(小学校・中学校におけるフッ化物洗口実施と推進)					○			
		フッ化物洗口事業(小学校5校)					○			
西彼	長与町	小学校歯科健康教育(小学校5校の小3~小4)					○			○
西彼	時津町	町立小学校におけるフッ化物洗口					○			
県央	東彼杵町	フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)					○			
県央	川棚町	小学校・中学校のフッ化物洗口事業					○			
県央	渡佐見町	フッ化物洗口推進事業(小・中学校へのフッ化物洗口実施の資材提供)	○				○			
		小・中学校フッ化物洗口	○				○			
上五島	小値賀町	みづば会を活用した健康づくり出前講座(小・中・高・分校)	○							○
		親子むし歯予防教室	○							○
県北	佐々町	長崎県フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校での全実施)					○			
		長崎県フッ化物洗口事業(小学校11校 実施)					○			
上五島	新上五島町	長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校5校 H31実施に向けた教員研修会)	○							○

		内容区分							
	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導	その他
県庁	事業名及び事業概要、または予算事業外対応 長崎県フッ化物物洗口推進事業 歯・口腔の健康教育研修会(中学校におけるフッ化物物洗口) 学校保健総合支援事業(学校へ専門医を派遣しての講習会) 私立学校に対し、フッ化物物洗口に係る調査等の依頼・回収、結果等の周知 私立小中学校に対し、フッ化物物洗口の実施についての協力依頼 私立小中学校の校長会、教頭会等における普及啓発についての依頼 長崎県フッ化物物洗口推進事業(小学校・中学校への補助及び県歯科医師会への 支援委託)				○		○		
県庁	国保・健康推進課 フッ化物物洗口実施状況意向調査								○
県庁	フッ化物物洗口に関する施設状況の公表(HPのリニューアル) 長崎県フッ化物物洗口推進体制技術支援事業(再掲) 歯の衛生週間(歯・口の健康週間)イベント(再掲) リーフレット「素敵な女性になるために」作成 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール(再掲) 歯・口の健康に関する標語コンクール 学校歯科医生涯研修制度基礎研修会 口や健康に関するイベントでの歯科保健指導・啓発	○			○	○			
団体	県歯科医師会	○							○
団体	県歯科衛生士会	○					○		
	合計	17	3	3	24	3	10	7	6

3. 平成30年度の取り組み状況

(3) 成人期

政令市	長崎市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分								
			普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導	その他	
政令市	長崎市	長崎市歯周疾患検診事業(市歯科医師会委託・歯科医療機関委託)	○	○	○						
政令市	佐世保市	佐世保市成人歯科健診(所内及び離島歯科健診)	○	○	○			○			
		成人歯科健診勸奨(無料クーポン券)	○								
県南	島原市	介護予防・健康教育(さらっと元気教室・まるっと健康づくり教室)	○							○	
		デンタルフェスティバル	○								
県南	島原市	歯の健康優良高齢者コンテスト(8020コンテスト)	○	○							
		国民健康保険歯科健診事業		○							
県南	島原市	成人歯科相談		○							○
		1歳児親子歯科健診		○							
県南	島原市	母子健康手帳交付									○
		妊婦歯科健康診査		○							
県南	島原市	母子保健事業(乳児相談、幼児健診)対象者の保護者への歯周病予防啓発	○								
		成人保健事業(成人歯科健診)		○							
県南	島原市	成人保健事業(成人歯科健診の節目検診はがき通知・検診一覽周知チラシ)	○								
		健康いさばや21の取組(タバコの害と歯周病予防について出前講座)	○								
県南	島原市	健康いさばや21の取組(歯の健康についてパネル展)	○								
		歯周疾患検診(18歳～74歳 歯科医院にて受診)		○	○						○
県南	大村市	口腔保健員同評互素による新しい成人歯科健診事業(大村東彼歯科医師会委託)	○	○						○	
県北	平戸市	お口の健康フェスティバル(大村東彼歯科医師会委託)	○	○	○			○			
		歯周疾患検診(40.45.50.55.60歳)	○	○							
県北	松浦市	歯周疾患検診(40、50、60歳)		○							
		水軍まつり「健康チェックコーナー歯科ブース」(全年齢対象)	○								○
対馬	対馬市	成人歯科健診事業(妊産婦及びその家族等を対象)	○	○							○
		歯はっと笑顔フェスティバル	○		○						○
香岐	香岐市	妊婦のお口の健康チェック事業	○		○						
		歯周疾患検診事業	○		○						
五島	五島市	生活歯援プログラム	○		○						○
		長崎大学歯学部が離島地域の調査研究として歯周病検診を実施		○							
西彼	西海市	歯周疾患検診		○							
		生活歯援プログラムを用いた歯科相談	○								○
県南	雲仙市	歯周病予防健診(妊婦、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳)	○		○				○		
		歯科相談事業	○								○
県南	雲仙市	2歳児親子歯科健診	○	○	○						○
		パパママひろば	○						○		○

県南	南島原市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他	
			普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTC・除石等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導		
		歯周病予防健診(20～74歳の市民対象、歯科医院において無料(節目年齢)または500円で健診を受診できるよう補助)		○				○			
		お口の健康相談(集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談及び指導の実施)									○
		パパママ学級(夫婦69組129名)にフッ素ジェル配布		○					○		
		長与町歯周疾患検診(30歳・40歳・50歳・60歳の方)		○							
		40歳、50歳、60歳の者を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託)		○							
		妊婦(妊娠16週から27週まで)を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託)		○							
		歯周病検診(30歳・40歳・50歳・60歳・70歳) ※独自の助成は30歳のみ		○				○			
		成人歯科健診(18歳以上を対象とした集団健診と同時開催の歯科健診)		○							○
		成人歯科健診(18歳以上を対象とした集団健診と同時開催の受診者対象)		○							○
		小値賀町歯科講演会		○							○
		妊婦歯科健診(妊娠中に1回町内歯科医院での健診実施に対する助成制度)		○				○			
		歯周疾患検診(住民健診において40～70歳の5歳毎の節目検診を実施)		○				○			○
		歯周疾患検診を40歳・50歳・60歳の方を対象に実施。(歯科医師会委託)		○				○			
		健康まつり内に、歯の健康コーナーを設け、歯科検診やお口の相談を実施。									
		母子保健推進員及び母子保健関係者研修会の開催(「歯科からの健やかな妊娠・出産と食支援」)		○							
		研修会におけるパンフレットの配布(「よく噛み育てるところから」)「妊娠中から知っておきたい赤ちゃんとの暮らし」)		○							
		成人歯科保健対策向上研修事業(県歯科医師会委託)									○
		かかりつけ歯科医機能強化研修事業(県歯科医師会委託)									○
		成人歯科保健向上生活歯援事業(県歯科医師会委託)		○							○
		成人歯科衛生指導者養成事業(県歯科衛生士会委託)									○
		市町成人歯科健診受診率向上検討事業(県立保健所事業)									○
		成人歯科保健対策向上研修事業									○
		かかりつけ歯科医機能強化研修事業									○
		成人歯科保健向上生活歯援事業		○							○
		長崎県市町村職員共済組合長崎県支部歯科健診「お口のチェック事業」		○							
		地方職員共済組合長崎県支部歯科健診		○							
		全国健康保険協会歯科健診		○							
		お口の健康に関するイベントでの生活歯援プログラムを活用した歯科保健指導等・各		○							○
		成人歯科衛生指導者養成研修事業実施(県委託)									○
		卒後学術研修会開催(長寿社会における歯科衛生士の役割について)									○
		企業健診にて生活歯援プログラムを活用した歯科保健指導実施協力(県歯・協会けんぽ)									○
		各地域の歯周疾患検診にて歯科保健指導実施協力									○
		合計	29	29	12	0	7	11	22	1	

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分						その他	
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTIC・除石等)	独自の歯科に關 する助成制度	教室・研修		一般的な歯科保 健相談・指導
香岐	香岐市	介護予防教室 お口"いきいき"健康支援(口腔ケア)事業 (市は啓発と申込受付のみ)	○					○	
五島	五島市	長崎大学歯学部が離島地域の調査研究として歯周病検診を実施	○						
西彼	西海市	一般介護予防教室(お口の体操、口腔の役割、義歯の手入れなど) 家庭訪問	○					○	
県南	雲仙市	一般介護予防教室における歯科衛生士による講話、口腔ケア指導						○	
県南	南島原市	歯周病予防健診(20~74歳の市民対象、歯科医院において無料(節目年齢)または500円で健診を受診できるよう補助)	○				○		
西彼	長与町	お口の健康相談(集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談及び指導の実施) 長与町歯周疾患検診(70歳の方) 一般介護予防事業(老人クラブ・サロン)「お口の健康について」 70歳の者を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託)	○					○	
西彼	時津町	歯科保健指導(個別指導) 歯科保健指導(集団指導)	○					○	
県央	東彼杵町	介護予防普及啓発事業(個別・集団歯科保健指導) 通所型サービSC事業(個別・集団歯科保健指導)						○	
県央	川棚町	歯科相談 歯周疾患検診	○					○	
県央	減佐見町	総合事業通所事業(B型・C型) 70歳到達者高齢受給者証交付時の歯科健康相談・指導 8020コンテスト(8020達成者を審査し表彰する)	○					○	○
上五島	小値賀町	通所型サービSC事業での個別歯科相談・指導、集団歯科指導 一般介護予防事業(認知症対応型)での個別歯科相談・指導、集団歯科指導 地域介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操)での集団歯科指導						○	○
県北	佐々町	小値賀町歯科講演会 歯周疾患検診(住民健診において40~70歳の5歳毎の節目検診を実施) 出前講座(地域デザインサービSCにおいて口腔ケアに関する講話を実施)	○				○		○
上五島	新上五島町	地域介護予防活動支援事業(サロン等への歯科衛生士の派遣) 介護予防サポーター養成講座	○					○	○
県庁	長寿社会課	歯周疾患検診を70歳の方を対象に実施(歯科医師会委託) 地域リハ活動支援体制整備事業(広域支援センター委託)	○					○	○

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他		
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTIC・除石等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導			
県庁	成人歯科保健対策向上研修事業(県歯科医師会委託) かかりつけ歯科医機能強化研修事業(県歯科医師会委託) 成人歯科保健向上生活歯援事業(県歯科医師会委託) 成人歯科衛生指導者養成事業(県歯科衛生士会委託) 市町成人歯科健診受診率向上検討事業(県立保健所事業) 長崎県後高齢者医療広域連合 お口“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業 在宅歯科診療ネットワーク構築事業 歯科医師認知症対応力向上研修会 長崎口のリハビリテーション研究会研修会 デジタルネットポスター、リーフレット作成 お口の手チェックシート作成 おいしく食べるための栄養・嚥下手帳(長崎口のリハビリテーション研究会)配布 在宅歯科医療従事者研修会(アドバンス) 多職種連携研修会 全国共通がん医科歯科連携講習会 「訪問診療算定マニュアル」の作成 成人歯科衛生指導者養成研修事業実施(県委託) 介護予防普及啓発リーダー育成事業、介護予防活動支援事業(諫早市委託) 長崎口のリハビリテーション研究会参画(県歯主催) 施設等での口腔ケア研修、口腔ケア支援(施設依頼) 口や健康に関するイベントでの歯科保健指導 地域支援事業での健康教室、訪問指導等(長崎市委託) 地域個別ケア会議等への参画(美施市町) 各地域の歯周疾患検診にて歯科保健指導実施協力										
			○				○				
			○								
			○								
			○								
			○								
			○								
			○								
			○								
			○								
団体											
団体											
		○									
合計		25	13	5	0	4	38	37	6		

団体	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	医療体制	独自の歯科に關 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保 健相談・指導	その他
団体 県歯科医師会	障害者歯科診療・休日歯科診療事業				○				
	障害者施設職員・保護者向け口腔ケア指導事業						○		
	障害者歯科地域協力医養成研修会						○		
	長崎県口腔保健センター研修会						○		
団体 県歯科衛生士会	従事者研修会実施(施設依頼・諫早)							○	
	施設等口腔ケア研修、口腔ケア支援(県歯・地域歯科医療連携室事業)							○	
	H30障害(児)者等歯科医療技術者養成研修事業(長崎市委託)				○			○	
	長崎口のリハビリテーション研究会参画(県歯)				○			○	
	合計	9	4	4	4	4	0	12	4

3. 平成30年度の取り組み状況

(6)A. 歯科保健強化のための体制づくり

政令市	長崎市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分						その他	
			協議体制設置・連携参画	歯科保健計画策定・評価	住民集會参画(市町)、専門医派遣(県)	資料作成補助や指導・助言等の技術支援	歯科専門職確保検討、キーマン等人材確保	研修		調査・研究
政令市	長崎市	歯科口腔保健推進審議会・部会の開催	○	○						
政令市	佐世保市	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会 歯科保健研究委託(長崎大学)	○	○		○			○	
県南	島原市	子ども発達センター歯科事業関係者会議 島原市歯科保健推進協議会	○	○		○			○	
県央	諫早市	諫早市医療関係団体実施事業支援費補助金 諫早市母子保健事業検討会	○							
県央	大村市	健康づくり推進協議会 歯科専門部会	○	○						
県北	平戸市	健康づくり推進協議会開催	○							
県北	松浦市									
対馬	対馬市	対馬市歯科福祉保健事業協議会 対馬市フッ化物洗口推進専門部会	○	○		○	○	○	○	
杵岐	杵岐市	杵岐地区歯科保健推進協議会・杵岐市歯科保健連絡会	○	○		○	○			
五島	五島市	五島市健康づくり計画(平成25年策定)	○	○						
西彼	西海市	健康づくり推進協議会の中で歯科保健推進部会を設けて協議を行っている	○							
県南	雲仙市	歯科保健推進協議会 保健対策推進協議会	○	○						
県南	南島原市	南島原市歯科保健推進協議会の設置、協議会の開催 南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプランⅢ)の策定・評価	○	○						
西彼	長与町									
西彼	時津町	時津町歯科保健事業打合せ会の開催 歯科保健協議会の開催							○	
県央	東彼杵町	フッ化物洗口推進協議会の開催	○							
県央	川棚町	川棚町歯科保健推進会議	○				○		○	
県央	波佐見町	フッ化物洗口事業推進協議会の開催	○							
上五島	小値賀町									
県北	佐々町	歯科保健データ収集・分析(う蝕予防、フッ化物関連事業の効果の検証) 健康増進計画の中で歯科保健対策に関する取り組みの強化		○					○	
上五島	新上五島町									
県庁	長崎県健康増進課	歯科保健医療部会・専門委員会の開催・運営 長崎県歯科保健データ収集・分析事業(県歯科医師会委託) 歯なまるスマイルプラン評価(1期目最終評価)のとりまとめ・公表 長崎県口腔保健推進事業(口腔保健支援センター設置、人材確保・派遣、指導・助言)	○	○					○	○

団体	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		協議体制設置・連携参加	歯科保健計画策定・評価	住民集会参加(市町)、専門家派遣(県)	資料作成補助や指導・助言等の技術支援	歯科専門職確保検討、キーマン等人材確保	研修	調査・研究	
県歯科医師会	長崎県福祉保健部・こども政策局との協議会	○							
	長崎大学歯学部との協議会	○							
	長崎県三師会協議会	○							
	長崎県歯科保健データ収集・分析事業							○	
	成人歯科保健対応かかりつけ歯科医機能強化研修事業(再掲)					○			
	障害者歯科地域協力医養成研修会(再掲)					○			
	成人歯科衛生指導者養成研修事業実施(県委託)					○	○		
	H30障害(児)者等歯科医療技術者養成研修事業(長崎市委託)						○		
	長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会・専門委員会	○							
	長崎県地域リハビリテーション推進部会・長崎県介護予防市町支援部会	○							
県歯科衛生士会	各地域歯科保健推進協議会(西彼、県北、五島)	○							
	長崎市歯科口腔保健推進協議会	○							
	佐世保市歯と口腔の健康づくり推進協議会	○							
	諫早市4者協議会	○							
	合計	27	10	1	6	6	3	7	4

3. 平成30年度の取り組み状況

(6)B. 災害時の歯科保健

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		協議体制	協議への参画	連携体制	県民(住民)への情報発信(普及啓発等)	災害時の資料やマニュアル等の作成	訓練・研修への開催または参画	情報収集・調査、情報共有	
政令市	長崎市								
政令市	佐世保市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(市歯科医師会と締結)			○			○	
県南	島原市								
県南	諫早市								
県央	大村市								
県北	平戸市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書締結	○		○				
県北	松浦市	北松歯科医師会との災害時等の歯科医療救護活動に関する協定			○				
対馬	対馬市	対馬市歯科医師会災害協定締結	○		○				
舌岐	舌岐市								
五島	五島市								
西彼	西海市								
県南	雲仙市								
県南	南島原市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)			○				
西彼	長与町	災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定			○				
西彼	時津町								
県央	東彼杵町								
県央	川棚町								
県央	波佐野町								
上五島	小値賀町								
県北	佐々町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定			○				
上五島	新上五島町								
県庁	医療政策課	関係団体との災害対策に関する協議会への参画(県歯科医師会開催)						○	
県庁	健康・健康推進課	関係団体との災害対策に関する協議会への参画(県歯科医師会開催)		○					
団体	県歯科医師会	災害対策研修会の開催	○	○	○			○	
		長崎県総合防災訓練への参画						○	
		関係団体との災害対策に関する協議会への参画(県歯科医師会開催)		○	○				
団体	県歯科衛生士会	災害対策研修会(県歯科医師会開催)への参加						○	
		「災害支援対策マニュアル」作成着手(R1完成予定)							
		日本歯科衛生士会実施の「災害支援登録歯科衛生士」の登録及び訓練参加周知						○	
		災害関係参加研修会内容の情報共有						○	
		合計	3	3	9	1	2	5	3
			0						0

3. 平成30年度の取り組み状況 県立保健所の管内所感

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
西 岐	(1) 乳幼児期	管内の保育所(園)、幼稚園ではほぼ100%フッ化物物洗口について取り組んでいる。
	(2) 学齢期	小学校では100%フッ化物物洗口について取り組んでいる。中学校でもフッ化物物洗口が開始されており、各市町で実施に向けた計画が進められている。
	(3) 成人期	定期的な検診の実施に向けた取組組みがみられる。また妊産婦とそのパートナーへの取組組みが始まっている。
	(4) 高齢期	検診と合わせて、相談指導が行われている。
県 央	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	中学校でのフッ化物物洗口の推進、成人期の歯科検診受診率向上を目標としている。そのため、歯科保健推進協議会での情報交換、市町への情報提供を行い連携を図る。「災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定」が一町だけであったので、必要に応じて他市町への情報提供を行う。
	(1) 乳幼児期	う蝕有病者率が県内市町の中でもよくない状況の市町に対し、取組状況を把握し、原因分析を行う等改善に向けた取組組みを働きかけた。
	(2) 学齢期	フッ化物物洗口が、管内市町全施設及び全学年で行われるよう働きかけた。
	(3) 成人期	今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、成人期歯科健診の周知等が住民へ行われるよう働きかけた。
県 南	(4) 高齢期	今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、成人期歯科健診の周知等が住民へ行われるよう働きかけた。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	管内市町が取組状況を情報交換できる場の設定。
	(1) 乳幼児期	むし歯の状況は改善傾向にあるが、管内でも地域差がある。保育園におけるフッ化物物洗口実施について、園の方針により未実施という施設が数園あり、100%の実施に至っていない。
	(2) 学齢期	12歳児のむし歯状況が県内ワースト1位である。中学校におけるフッ化物物洗口については、教育委員会の理解もあり、次年度以降100%実施になる予定。
県 北	(3) 成人期	歯周病健診の受診率が低い状況。中でも島原市は国保事業のみの実施であり、対象が限られている。
	(4) 高齢期	個別健診や地域事業における支援を実施。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保育園におけるフッ化物物洗口100%実施に向けた協議。歯周病健診受診率向上のための協議。
	(1) 乳幼児期	う蝕有病者率・一人当たりの平均う蝕数は、全国、長崎県と比較しても多い。保護者の意識の差が大きい。フッ化物物洗口未実施施設や関心のない保護者への働きかけが課題乳幼児のフッ化物物洗口実施については引き続き協議会等で働きかけていく必要がある。
県 北	(2) 学齢期	フッ化物物洗口実施率は、小学校は100%、中学校でも体制が整いつつあるが、未実施期間の短縮が課題である。保護者の意識の2極化があり、無関心者への働きかけが課題である。中学校のフッ化物物洗口実施率については引き続き協議会等で働きかけていく必要がある。
	(3) 成人期	歯周疾患検診の受診率が低い。健診の実施方法や、知識の普及啓発が課題。受診しやすい環境整備が必要。
	(4) 高齢期	オーラルフレイルの予防につながる啓発が必要。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	現段階では特になし。

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所	(1) 乳幼児期	3歳児のむし歯のない者の割合が県・全国に比べ低い。むし歯の本数も減少傾向にあるが県平均よりも多い現状。五島市による10ヶ月児・1・6健診での個別指導や2歳健康相談での指導やフッ化物塗布の継続が必要。
	(2) 学齢期	令和2年度から中学校でのフッ化物洗口が導入予定。教育委員会、市、歯科医師会等と連携しスムーズに導入できるよう準備したい。なお、中学校フッ化物洗口導入前の令和2年2月～3月に中学校養護教諭・保健主事等担当者及び管理職を対象とした研修会を教育委員会主催で開催予定。
	(3) 成人期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ないのが課題である。参考までに長崎大学による歯周病検診データにて現状を確認しているが、県と比べ40歳代で喪失歯のある者の割合が多い。成人期の問診型歯科健診の実施について検討が必要。保健所歯科保健協議会の活用により、今後の取組方針を協議したい。
	(4) 高齢期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ないのが課題である。参考までに長崎大学による歯周病検診データにて現状を確認しているが、県と比べ60歳代で24本以上の歯を有する者、80歳で20本以上の歯を有する者の割合が低い。成人期に引き続き、問診型歯科健診の実施について検討が必要。また、訪問診療の実態把握についても、保健所歯科保健協議会の活用により、今後の取組方針を協議したい。
上五島	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保健所協議会による歯科保健対策の評価及び推進、関係機関との連携強化。
	(1) 乳幼児期	フッ化物洗口事業の継続的な実施。
	(2) 学齢期	フッ化物洗口事業の継続的な実施。中学校や高校での歯周病予防に関する啓発推進。
	(3) 成人期	管内全ての町で歯周病検診を実施できるよう支援を行う必要がある。歯科保健に対する意識向上。
県立保健所	(4) 高齢期	成人期から継続した歯周病対策を推進できるよう、歯周病検診の実施などの歯科検診の普及やかかりつけ歯科医を受診しやすい環境整備が必要。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯周病予防のための啓発活動
	(1) 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物応用によるむし歯予防は、4歳児以上に對する保育所・幼稚園の体制は整い、今後のむし歯予防に効果が期待できます。 ・しかし、おやつや寝る前の時間を決めていない割合や3歳児以下が対象のフッ化物塗布剤利用率等の減少がみられ、生活習慣や行動の改善は一部にとどまっています。 ・保健所では、市が実施する親世代への普及啓発に加え、祖父母の乳幼児に対するむし歯予防知識の普及を図るため実施している「祖父母はなまる教室」への支援を続けることとしています。
	(2) 学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・市と共同で開催する歯科保健協議会やデンタルワークショップなどを通じて、乳幼児期の虫歯予防に関する知識の普及を引続き図る必要があります。 ・複数の虫歯を有するハイリスク乳幼児が全体のむし歯数などを引き上げている現状から、その把握と対応について市と協議する必要があると見られます。
香岐	(3) 成人期	H29年度に管内全小学校で、H31年度に管内全中学校でフッ化物洗口が行われる体制が整いました。管内の学童期におけるむし歯保有率は県全体と比較すると高い傾向にありますが、今後改善が期待できます。1人あたりのむし歯の本数は個人差が大きいため、乳幼児期からの対策が重要です。
	(4) 高齢期	歯周疾患健診受診率は低い状況にあり、歯科健診の推進やかかりつけ歯科医による管理推進が必要です。今後、家族ぐるみでかかりつけ歯科医院をもってもらえるよう、R2年度以降のデンタルワークショップでは実行委員にPTA連合会に入っていたり、PTA連合会から家族への波及効果を狙った活動を実施します。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	香岐リハビリテーション広域支援センターが中心となって施設や在宅療養者を支援する福祉職等を対象とした研修会を開催しています。保健所は広域支援センターと連携を図り、地域の人材育成が進むよう支援していきます。
	(4) 高齢期	定期検診を実施する人の増加、歯周疾患検診の受診率向上を図るための取組み

		地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針	
	項目		
県立保健所 対馬	(1) 乳幼児期	3歳児のむし歯のない者の割合は、年々増加・改善傾向であるが、県に比べまだ低い状況。乳幼児健診時等における健康教育、1・6・2歳・3歳児の歯科健診やフッ化物塗布事業等は実施されている。保護者への予防意識の啓発等を更に推進していくことが必要。	
	(2) 学齢期	12歳児の一人平均むし歯の本数は、年々減少しており、県と同レベルである。15歳の歯肉に異常のない者の割合は、年毎に差があり、改善傾向とまでは言えない。18歳の歯周疾患有病率は、ここ数年減少傾向。保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校におけるフッ化物洗口実施施設の割合は、100%である。中学校は、令和2年度までに3年生までの全学年実施を目標して取り組んでおり、引き続きフッ化物洗口を推進していく必要がある。併せて、小・中学校等でのむし歯・歯周病予防に関する啓発についても更に推進していく必要がある。	
	(3) 成人期	妊婦とその夫を対象とした成人歯科健診・保健指導等を実施しており、受診率は年々増加傾向である。 40歳以上を対象とした歯科健診は未実施であるが、対馬市の成人歯科の取り組みについて対馬地区歯科保健推進協議会で協議し、特定健診時の生活歯擦プログラムを活用した歯科保健指導などの新たな取り組みを開始している。今後も引き続き、歯周病予防対策・成人歯科の取り組みを推進していく必要がある。	
	(4) 高齢期	対馬市歯科衛生士による口腔衛生訪問指導、在宅訪問歯科診療などを継続し、口腔の定期的チェックや口腔ケアへの関心を高めていくことが必要。また、歯科・介護連携等により要介護者等の口腔状況の改善から生活の質の向上を図る取り組みも必要である。	
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健推進協議会において、「歯周病予防・成人期の歯科保健対策」及び「フッ化物洗口によるむし歯予防対策」について、重点的に協議（進捗確認含む）し、推進していく必要がある。	

法律第九十五号（平二十三年八月十日）
歯科口腔保健の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な口腔ケア、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じた歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念を踏まえ、健康増進法(平成14年法律第103号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)等の歯・口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 教育関係者等は、前項の目的を達成するため、県民の歯・口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科検診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科検診等」という。）の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識を持ち、更に理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画)

第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯・口腔の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町その他歯・口腔の健康づくりに係る活動を行う関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の策定に当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島及びへき地における地域性及び特殊性に配慮するものとする。

4 県は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表しなければならない。

5 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(市町歯・口腔の健康づくり推進計画)

第9条 市町は、当該市町の実情に応じた歯・口腔の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町歯・口腔の健康づくり推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 県は、市町が市町歯・口腔の健康づくり推進計画を定めようとする場合には、当該市町の求めに応じ、適切な情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。

3 県は、前項に定めるもののほか、市町歯・口腔の健康づくり推進計画の策定状況等市町における歯・口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに教育関係者等との連携体制の構築に関すること。

(2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策及び母子歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関する施策の促進に関する事。

(3) 第8条第2項の関係者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組の促進に関する事。

(4) 障害者、要介護者等に対する適切な口腔ケア等に係る施策の推進に関する事。

(5) 歯・口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上に関する事。

(6) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関する事。

(7) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の推進に関する事。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、事業者、保険者、学校等が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

(効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等)

第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。

(歯の衛生週間)

第12条 県民の間に広く歯・口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯の衛生週間を設ける。

2 歯の衛生週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、市町と連携し、歯の衛生週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

第13条 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、少なくとも6年ごとに、県民の歯科疾患等の実態についての調査(以下「県民歯科疾患実態調査」という。)を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、県民の幼児期からの歯・口腔の健康づくりを効果的に推進するため幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周疾患の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

3 県民歯科疾患実態調査及び前項の調査は、その結果を公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年6月4日から施行する。